

令和2年

上砂川町議会議録

第6回 臨時会
第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和2年第6回臨時会

(11月27日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	4
議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	4
議案第33号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）（原案可決）	7
閉会の宣告	8

令和2年第4回定例会

第1号（12月16日）

議事日程	11
会議録署名議員	12
開会の宣告	13
開議の宣告	13
会議録署名議員指名について	13
会期決定について	13
諸般の報告	13
伊藤充章の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	13
伊藤充章の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	14
副議長の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	14
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	15
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の結果報告	15
例月出納検査結果報告（9・10月分）	15

町長行政報告	1 5
教育長教育行政報告	1 6
同意第 5 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	1 6
議案第 3 4 号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例制定について	1 7
議案第 3 5 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について	1 8
議案第 3 6 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 0
議案第 3 7 号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 1
議案第 3 8 号 砂川地区保健衛生組合理約の変更について	2 2
議案第 3 9 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 0 号）	2 3
議案第 4 0 号 令和 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	2 5
休会について	2 6
散会の宣告	2 7

第 2 号（1 2 月 1 8 日）

議事日程	2 9
会議録署名議員	2 9
開議の宣告	3 0
会議録署名議員指名について	3 0
一般質問	3 0
水 谷 壽 子	3 0
建設課長 三 原 浩 明	3 0
笹 木 笑 子	3 1
福祉課長 山 崎 数 浩	3 2
越 前 等	3 3
副町長 林 智 明	3 4
吉 川 洋	3 4
建設課長 三 原 浩 明	3 5
小 澤 一 文	3 6
総務課長 内 野 博 之	3 7
福祉課長 山 崎 数 浩	3 8
町長 奥 山 光 一	3 9
議案第 3 4 号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例制定について（原案可決）	3 9
議案第 3 5 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	3 9
議案第 3 6 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定に	

	ついて（原案可決）	39
議案第37号	上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	39
議案第38号	砂川地区保健衛生組合理約の変更について（原案可決）	39
議案第39号	令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）（原案可決）	39
議案第40号	令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（原案可決）	39
調査第4号	所管事務調査について（許可）	42
	追加日程について	43
発議第2号	上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	43
	年末挨拶	44
	閉会の宣告	46

出席議員

議席 番号	氏 名	6 臨	4 定	
		11.27	12.16	12.18
1	笹 木 笑 子	○	○	○
2	水 谷 壽 子	○	○	○
3	小 澤 一 文	○	○	○
4	越 前 等	○	○	○
5	伊 藤 充 章	○	○	○
6	吉 川 洋	○	○	○
7	堀 内 哲 夫	○	○	○
8	数 馬 尚	○	○	○
9	高 橋 成 和	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	6 臨	4 定	
		11.27	12.16	12.18
町 長	奥 山 光 一	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○	○
福祉課保健予防 担 当 参 事	林 孔 美	○	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	6 臨	4 定	
		11.27	12.16	12.18
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○	○

第 6 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 2 年

上砂川町議会第 6 回臨時会会議録（第 1 日）

11月27日（金曜日）午前10時00分 開 会
午前10時14分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
11月27日 1日間
- 第 3 議案第 3 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 3 2 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 3 3 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）

○会議録署名議員

6 番 吉 川 洋 7 番 堀 内 哲 夫

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。
理事者側につきましては、全員出席しております。
定足数に達しておりますので、令和2年第6回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、吉川議員、7番、堀内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第31号 議案第32号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第31号と日程第4、議案第32号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
したがって、日程第3、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第4、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。
それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第31号及び議案第32号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の期末手当について、人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

次に、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について、人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第31号及び議案第32号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの改正は、一般職及び特別職並びに議会議員の期末手当について、令和2年人事院勧告に準じた改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー1を御覧願います。初めに、人事院勧告の概要でございます。人事院では、官民給与等の比較調査の結果、民間事業所におけるボーナスの支給割合が国家公務員の支給月数を下回ったことから、その較差是正のため、ボーナスの引下げ勧告を行っております。主な勧告内容であります。1の令和2年給与勧告の概要にありますとおり期末、勤勉手当を民間の支給状況に見合うよう0.05月引き下げることにより現行の年間4.50月が4.45月となり、引下げ分を期末手当に反映するものであります。

なお、支給月数の内訳といたしまして、本年度においては6月期に2.25月、12月期に2.2月を支給、次年度以降は6月期に2.225月、12月期に2.225月を支給するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー2及び資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第31号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

続きまして、議案第32号でございます。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の225.0」を「100分の222.5」に改め、同項第2号中「100分の225.0」を「100分の222.5」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の225.0」を「100分の222.5」に改め、同項第2号中「100分の225.0」を「100分の222.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和2年度に限り、12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例の規定中「100分の222.5」とあるのを「100分の220.0」と読み替えて適用する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第31号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号の質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第32号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第33号

○議長（高橋成和） 日程第5、議案第33号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第33号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,364万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第33号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、20款繰越金187万円の追加で、6,688万9,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が187万円の追加で、42億9,364万円となります。

2、歳出、1款議会費288万円の追加で、4,020万9,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費1万4,000円の追加で、15億9,334万円となります。

6項監査委員費1万4,000円の追加で、117万2,000円となります。

13款職員費102万4,000円の減額で、5億629万1,000円となります。

1項職員費、同額であります。

歳出合計が187万円の追加で、42億9,364万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目議会費288万円の追加で、4,020万9,000円となります。1節報酬191万3,000円の追加は、補選による議員実数1名増と改選による差額分の増によるものであります。3節職員手当等81万6,000円の追加は、補選による議員実数1名増と人勸による減額との相殺によるものであります。10節需用費15万1,000円の追加は、補選及び改選に伴う消耗品費の追加であります。

2款6項1目監査委員費1万4,000円の追加は、改選に伴う差額分の計上であります。

13款1項1目職員給与費102万4,000円の減額は、人勸による精査であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、20款1項1目繰越金187万円の追加は、前年度繰越金を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第33号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付託されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和2年第6回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時14分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 2 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

1 2 月 1 6 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 5 2 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
1 2 月 1 6 日～1 2 月 1 8 日
3 日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 3) 第 2 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 4) 第 2 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
 - 5) 石狩川流域下水道組合議会第 2 回定例会結果報告（議長）
 - 6) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 7) 例月出納検査結果報告（9・10 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 5 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第 5 号は、即決とする。
- 第 7 議案第 3 4 号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例制定について
- 第 8 議案第 3 5 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 3 6 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 3 7 号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 3 8 号 砂川地区保健衛生組合同規約の変更について
- 第 1 2 議案第 3 9 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 1 3 議案第 4 0 号 令和 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 3 4 号～第 4 0 号までは、提案理由・内容説明までとする。
-

○会議録署名議員

8番 数 馬 尚 1番 笹 木 笑 子

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和2年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、数馬副議長、1番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、12月16日から12月18日の3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、12月16日から12月18日の3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会及び第2回砂川地区広域消防組合議会定例会の結果報告について一括して報告を求めます。伊藤議員。

○5番（伊藤充章） それでは、令和2年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和2年11月27日金曜日午後2時より。

場所でございますが、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございますが、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 令和元年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告、報告第3号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、砂川地区広域消防組合議会につきましてご報告いたします。

令和2年第2回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和2年11月27日金曜日午後3時より。

場所でございますが、砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。議案第1号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 令和元年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋成和） 次、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会の結果報告について報告を求めます。数馬副議長。

○副議長（数馬 尚） 令和2年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和2年11月30日月曜日午前10時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、選挙第1号 副議長の選挙について、報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 令和元年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果であります。慎重審議の結果、副議長に上砂川町議会、高橋成和議長が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次に、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会と第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の結果報告については私から行わせていただきます。

令和2年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、令和2年11月30日月曜日午前11時15分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件につきましては、報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、報告第4号 令和元年度決算に係る資金不足比率について、議案第1号 令和2年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 副組合長の選任について、認定第1号 令和元年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、副組合長に奈井江町、碓井直樹副町長が選任されたほか、議件につきましても各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、令和2年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、令和2年12月1日火曜日午後2時45分から。

場所につきましては、滝川市議会議場でございます。

議件につきましては、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 令和元年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、以上、報告を終わります。

次に、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の9月、10月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします令和2年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

その他、砂川市の障害者支援事業所、秋による不正請求についてご報告いたします。本件につきましては、令和2年3月10日開催の全員協議会において説明しておりますが、当

該事業所が障害を持つ通所者の通所日を水増しし、障害者訓練給付費を不正に請求し、受け取った詐欺の疑いで去る2月20日に代表者が逮捕されたことを受け、空知総合振興局及び滝川市、砂川市、赤平市、奈井江町並びに本町の関係5市町による障害者総合支援法に基づく合同監査を6月25日、7月9日、7月16日の計3回、代表者及び指導員に対し不正請求の内容や運営状況の聴取及び管理日誌、記録簿等の関係書類の確認、書類審査を実施いたしました。監査の結果、不正請求は代表者の指示により行われ、平成30年9月から令和元年12月までの間、利用者11名分の請求を入院や欠席等でサービスを利用していないにもかかわらず、利用者にサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録の書類を作成し、砂川市、滝川市、本町の3市町から合計297万円余りを不正に受給したもので、本町の被害額は平成30年6月と8月分の二月2名分で14万640円となりました。不正に受給した訓練給付費は当該事業所の弁護士弁護士を通じ既に全額の返還がされておりますので、国庫及び道費負担金の再確定処理を行い、本定例会に補正予算として計上し、返還いたしますことを申し上げ、町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

令和2年第3回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第5号

○議長（高橋成和） 日程第6、同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、伊藤裕鐘氏が令和2年12月25日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、伊藤裕鐘。
生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期4年。

本件は人事案件でございますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第34号

○議長（高橋成和） 日程第7、議案第34号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第34号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、公職選挙法の一部改正に伴い、これまで都道府県及び市を対象とした選挙公営を町村にも同様に拡大することから、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げにつきましては省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第34号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1を御覧願います。このたびの条例制定は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙の公費負担を町村にも同様に拡大することから、これに準拠した制度の運用のため関係条例を制定するもので、来年2月施行の町議会議員選挙より適用されるものであります。

初めに、制度の主な概要であります。対象となる選挙の公費負担については選挙運動用自動車の使用及びビラの作成、ポスターの作成に係る経費を公費負担するとともに、これまで町長選挙では可能であったビラの頒布が可能となったところであります。種類は2種類以内で、頒布方法は資料に記載のとおり新聞折り込みや街頭演説の場所などで、規格はA4サイズ以内となるものであります。また、供託金制度も導入され、金額は15万円となり、町議会議員選挙においては有効投票数を議員定数で除した数の10分の1以下の投票数の場合没収の対象となるものであります。公費負担の上限であります。自動車の使用についてはハイヤー方式と個別契約方式があり、ハイヤー方式は自動車、燃料、運転手の全てを事業者へ委託するもので、個別契約方式についてはレンタカー業者等から車を借り入れ、燃料代及び運転手をそれぞれ個別に公費負担を行うものであります。ビラの作成については、作成枚数の上限が町議会議員の場合は1,600枚で、単価が1枚当たり7円51銭となり、ポスターについては作成枚数の上限がポスター掲示場の数である27枚、単価は1枚当たり2,200円となるものであります。

以上が制度の概要でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第35号

○議長（高橋成和） 日程第8、議案第35号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第35号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第35号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）の公布に伴い、これに準拠し規定している本町の税条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の減額に係る所得の基準につきまして個人所得課税の見直しに伴い、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げる等の改正を行い、令和3年1月1日から施行するものでございます。

なお、条例の改正箇所につきましては資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

それでは、条例本文に参ります。上砂川町税条例の一部を改正する条例。

上砂川町税条例（昭和25年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第163条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第22条中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の上砂川町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民

健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号

○議長（高橋成和） 日程第9、議案第36号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第36号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、時間外労働の上限規制等が導入され、超過勤務、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第36号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現など国において働き方改革が進められており、長時間労働の是正のための措置として働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により時間外労働の上限に規制等が導入され、一般職員においては1か月に45時間、1年で360時間の超過勤務命令の上限を定めるため、本町の勤務時間に関する条例の関係条項を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましてはお手元に配付の資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年上砂川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第37号

○議長（高橋成和） 日程第10、議案第37号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第37号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、上砂川町下鶉生活館の建て替えに伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第37号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、老朽化及び耐震化のために本年6月から建て替え工事を行ってまいりました下鶉生活館を旧下鶉児童公園に建設したことに伴い、関係条項を改正するものであります。下鶉生活館につきましては、敷地面積2,284.19平方メートル、建築面積215.7平方メートルの木造平家建てとなっており、12月10日より供用を開始しております。また、旧下鶉生活館の建物に関しては来年度に除却を予定しており、跡地に関しては今後有効に活用されるよう検討してまいります。

なお、条例の改正箇所につきましては、資料ナンバー4の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例（平成18年上砂川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表下鶉生活館の項位置の欄中「字鶉74番地1」を「字鶉38番地15」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年12月1日より適用する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第38号

○議長（高橋成和） 日程第11、議案第38号 砂川地区保健衛生組合格約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第38号 砂川地区保健衛生組合格約の変更について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、砂川地区保健衛生組合格約を次のとおり変更するものとする。

提案理由といたしましては、砂川地区保健衛生組合が共同処理する火葬場施設に関する事務の構成団体に奈井江町及び浦臼町を加えるため、規約の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第38号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものでございます。

内容でございますが、現在砂川地区保健衛生組合において火葬場施設に関する事務とごみ処理施設に関する事務を共同処理しておりますが、このうち火葬場施設に関する事務の構成団体は砂川市、歌志内市、上砂川町の2市1町で、奈井江町と浦臼町については奈井江町の火葬場を2町で運営しておりましたが、2町より施設が老朽化しており、火葬場業務も共同処理したい旨の申入れがあり、衛生組合において構成団体に2町を追加することになったことから、規約の関係条文を改めることについて構成する各自治体の議会の議決を求めるものでございます。

なお、規約の変更箇所につきましてはお手元に配付の資料ナンバー5の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。

砂川地区保健衛生組合格約の一部を変更する規約。

砂川地区保健衛生組合格約（昭和43年地方第1518号指令）の一部を次のように変更する。

第4条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第4条 この組合の共同処理する事務は、次のとおりとする。

（1） 火葬場施設の設置、維持管理に関すること。

(2) ごみ処理施設の建設、維持管理（焼却処分を除く。）その他ごみ処理に関する
こと。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第39号

○議長（高橋成和） 日程第12、議案第39号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第39号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,729万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,093万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月16日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第39号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金75万2,000円の追加で、7億8,793万7,000円となります。

2項国庫補助金75万2,000円の追加で、6億3,514万2,000円となります。

20款繰越金1,653万8,000円の追加で、8,342万7,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,729万円の追加で、43億1,093万円となります。

2、歳出、2款総務費1,465万1,000円の追加で、16億799万1,000円となります。

1項総務管理費1,100万5,000円の追加で、15億5,931万1,000円となります。

4項選挙費364万6,000円の追加で、1,060万5,000円となります。

3款民生費153万9,000円の追加で、7億5,946万5,000円となります。

1項社会福祉費115万2,000円の追加で、6億9,837万1,000円となります。

2 項児童福祉費38万7,000円の追加で、5,877万2,000円となります。

4 款衛生費13万7,000円の追加で、2 億1,361万8,000円となります。

1 項保健衛生費13万7,000円の追加で、1 億3,853万5,000円となります。

7 款商工費、50万円の追加で、1 億4,860万1,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

10 款教育費296万4,000円の追加で、1 億7,189万7,000円となります。

2 項小学校費286万円の追加で、5,787万1,000円となります。

5 項保健体育費10万4,000円の追加で、3,197万5,000円となります。

13 款職員費250万1,000円の減額で、5 億379万円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が1,729万円の追加で、43億1,093万円となります。

事項別明細書 6 ページ、歳出でございます。3、歳出、2 款 1 項 9 目諸費40万6,000円の追加は、法人税の過誤納還付金と障害者自立支援給付費不正請求分の精算返還金の計上であります。

10 目町民センター管理費19万9,000円の追加は、町民センターのエレベーター内で壁面から漏水したことによる修繕料の計上であります。

11 目地域振興費40万円の追加で、2,373万円となります。

資料ナンバー 6 をご参照願います。創業支援事業補助金の概要であります。対象事業者は本年 5 月に創業した株式会社ロボットシステムズで、事業概要であります。産業用ロボットを使ったシステムを設計、製作し、一般企業への販売を行うものであります。事業計画は、創業必要備品購入費として238万9,000円の事業費で、補助額は備品購入費の限度額で40万円となるものであります。

予算書にお戻り願います。15 目新型コロナウイルス感染症対策費1,000万円の追加で、3 億780万円となります。7 節報償費は医療機関と介護事業者に対し新型コロナウイルス感染予防対策経費として450万円の計上、17 節備品購入費は町内各種公共施設の新型コロナウイルス感染予防対策経費として550万円を計上するものであります。

4 項 3 目町議会議員選挙費364万6,000円の追加で、1,039万4,000円となります。10 節需用費23万4,000円の追加、12 節委託料15万2,000円の追加は、補選との差額分の計上であります。18 節負担金、補助及び交付金326万円の追加は、公職選挙法改正による公費負担分の計上であります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費99万円の追加は、診療報酬改定に係る障害福祉システム改修経費の計上であります。

3 目社会福祉施設費23万1,000円の追加は、鶺本町生活館物置屋根の修繕料の計上であります。

5 目地域包括支援センター費55万3,000円の減額は、人件費の精査であります。

7 目後期高齢者医療費48万4,000円の追加は、後期高齢者医療特別会計に繰り出しするも

のであります。

2 項 1 目児童福祉総務費38万7,000円の追加は、マイナンバーとの情報連携による児童手当システムの改修経費の計上であります。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費13万7,000円の追加は、東鶉歯科診療所ガス給湯器の修繕料の計上であります。

7 款 1 項 2 目企業開発費50万円の追加は、東町地区に本年11月開業したチーズ工房から本町の新商品開発奨励規則に基づき生乳から作る3種類のチーズを本町の特産品として製造する旨の申請がありましたので、限度額である50万円を助成するものであります。

10 款 2 項 1 目学校管理費286万円の追加は、中央小学校の3か所の男児用トイレは5人以上使用したときに流水する装置を搭載しておりますが、この装置が故障したため修繕料として計上するものであります。

5 項 1 目保健体育総務費10万4,000円の追加は、小学校のスキー授業については当初バス2台体制で予算計上しておりましたが、感染防止対策として3台体制にするため計上するものであります。

13 款 1 項 1 目職員給与費250万1,000円の減額で、5億379万円となります。2 節給料123万1,000円の減額、3 節職員手当等54万5,000円の減額は、職員の異動による精査であります。4 節共済費248万2,000円の減額は共済組合負担率の減によるもので、18 節負担金、補助及び交付金175万7,000円の追加は会計年度任用職員4名分の退職手当組合負担金の計上であります。

次に、5 ページ、歳入であります。2、歳入、13 款 2 項 2 目民生費補助金75万2,000円の追加で、237万6,000円となります。1 節社会福祉費補助金49万5,000円の追加は、歳出分の国庫負担2分の1を計上するものであります。2 節児童福祉費補助金25万7,000円の追加は、児童手当システム改修事業として歳入歳出分の国庫負担3分の2を計上するものであります。

20 款 1 項 1 目繰越金1,653万8,000円の追加は、前年度繰越金を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第40号

○議長（高橋成和） 日程第13、議案第40号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第40号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,038万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月16日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第40号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3款繰入金48万4,000円の追加で、2,641万1,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款国庫支出金12万1,000円の追加で、12万1,000円となります。

1項国庫補助金、同額であります。

歳入合計が60万5,000円の追加で、7,038万円となります。

2、歳出、1款総務費60万5,000円の追加で、231万9,000円となります。

2項徴収費60万5,000円の追加で、182万2,000円となります。

歳出合計が60万5,000円の追加で、7,038万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、1款2項1目徴収費60万5,000円の追加は、税制改正に伴う賦課業務機能の改修に対応するため、後期高齢者システム改修経費の計上であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、3款1項1目事務費繰入金48万4,000円の追加で、478万円となります。

5款1項1目総務費補助金12万1,000円の追加は、歳出分の国庫補助金の計上でありませ

す。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長(高橋成和) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日17日を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) 異議なしと認めます。

したがって、明日17日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほうよろしく願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 笹 木 笑 子

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 2 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

1 2 月 1 8 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 1 9 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 3 4 号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例制定について
- 第 4 議案第 3 5 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 3 6 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 3 7 号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3 8 号 砂川地区保健衛生組合同規約の変更について
- 第 8 議案第 3 9 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 9 議案第 4 0 号 令和 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 3 4 号～第 4 0 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 0 調査第 4 号 所管事務調査について
（追加日程）
- 第 1 1 発議第 2 号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○会議録署名議員

8 番 数 馬 尚 1 番 笹 木 笑 子

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和2年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、数馬副議長、1番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 水谷 壽子 議員

○議長（高橋成和） 2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷壽子） おはようございます。それでは、公営住宅についての質問をいたします。

公営住宅から公営住宅への転居についてお伺いいたします。人口の多い時代は公営住宅も不足しておりましたが、現在は空戸も多く、町内での住み替えを認めてもよいのではと思います。身体的理由などにより転居が可能な場合もあるようですが、例えば高齢化が進み、少しでもバス停近くの公営住宅に、また町内の奥から市街地近くの公営住宅に転居したい場合などは町内での転居は可能なのでしょうか。町の考えを教えてください。

また、公営住宅への入居、退去する場合に役場担当職員が見に来ることがないように見受けられますが、壊れた部分の修理代を後日請求されたり、物品の片づけの指導を受けたと多くの人たちから聞きます。入居、退去の状況を確認した上で退去者に対して片づけや修理代の請求を行っているのかについて教えてください。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの2番、水谷議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。三原建設課長。

○建設課長（三原浩明） 2番、水谷議員のご質問、公営住宅につきましてお答えいたし

ます。

現在町が管理する公営住宅等の管理戸数は939戸で、空戸戸数は225戸で、空戸率が24%となっております。このうち東鶉、緑が丘団地の3階建て、中央団地の住宅は空戸が生じた際、町広報で募集をし、入居者を決定しておりますが、このほかの住宅につきましては随時受付をし、入居を決定しております。

1点目の公営住宅から公営住宅への転居についてですが、ただいま申し上げましたとおり、多くの空戸住宅があり、一部の住宅を除き随時受付をし、転居を認めているところであります。また、入居者の相談内容に応じて希望する団地の空戸住宅を紹介するなど対応をしており、今後においても相談内容により可能な限り対応してまいりたいと考えております。

2点目の退去の状況を確認した上で退去者に対して片づけや修理代の請求を行っているのかについてですが、退去者から退去届が出された際、鍵が返還された後に住宅を確認し、物品の置き忘れや破損部分が退去者による可能性があった場合は、退去者に確認し、同意を得て、物品の片づけや修理代金を請求する旨の説明をし、ご理解の上、担当職員が退去状況を確認しているところでございます。今後においても退去者に対しまして退去の確認等について丁寧な説明に努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。水谷議員。

○2番（水谷壽子） それでは、今後も鍵が返還されない限りは退去時に立ち会うことはないということでしょうか。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。三原建設課長。

○建設課長（三原浩明） 今お答えしたとおり、退去届が提出されて、鍵が返還された後、担当職員が状況を確認させて……ような形を取ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋成和） 水谷議員、ただいまの答弁でよろしいでしょうか。

○2番（水谷壽子） よろしいです。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 笹木笑子 議員

○議長（高橋成和） 次、1番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（笹木笑子） さきに通告させていただきましたファミリーサポート制度、地域住民相互の助け合いによる子育て支援の導入について質問させていただきます。

近隣で実施されていますファミリーサポート制度は、子育ての援助を受けたい人、子育ての援助が可能な人が会員組織をつくり、相互の信頼関係を基に有償で子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境づくりのための事業です。本町では、乳児から小学校6年生までの保護者の65%が共働きであり、今後就労を希望している保護者も含めると70%以上になると考えられます。こうした中で、男性の育児休暇取得率につきましてはゼロ%の状況で、母親に負担が偏っていると言えます。また、23%が独り親家庭で育児、子育て

てをしています。子供が病気なとき、また病気の回復時期、病児、病後保育サービスがない中で、子供が病気になったとき、自分が病気になったとき、こども園や児童館の閉館時、災害が発生したときなど子供を独りで置いておくことへの不安を抱えています。特に新型コロナウイルスの終息が見えない現在、こうした不安はより大きいと考えます。子供の預け先としてこども園の一時保育サービスは就学前までの幼児だけが対象で、休園日もあります。また、児童館も閉館日はあります。保護者の仕事や病気になったときなどのこども園、児童館、塾などの送迎、乳幼児健診、相談の付添い、見守りなど子育て家庭の支援に関するサポーターの存在は保護者の安心だけではなく、子供にとっても親以外の地域の大人との関わり、コミュニティ形成やメンタルケアに大きなメリットがあると考えます。子育て支援に関するファミリーサポート制度の導入に当たりましては、援助提供者である人材の確保が課題であります。一方法としてサポートの対象が高齢者ではありますが、ケアサポート養成講座を受講されたサポーターとして登録されている84名の方々に活躍を願うことはどうでしょうか。元気なシニアの方々の経験、知恵、力を活用させていただくことは極めて有効かと考えます。また、子育て家庭においても支えられた経験から将来的に子供たち、若い世代が提供する側となり、次世代の支え合いの担い手の継承、養成にもつながると考えます。今後少子高齢社会の中、福祉サービスも多様なニーズが求められると考えます。子育て支援のみならず、地域住民相互の支え合いの手段としての有償ボランティアの制度も視野に入れ、地域の中で子育てをサポートできる体制づくりとして、ファミリーサポート制度の実施について町のお考えをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（高橋成和） ただいまの1番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 1番、笹木議員のご質問、ファミリーサポート制度、地域住民相互の助け合いによる子育て支援についてお答えいたします。

ファミリーサポート制度は、子育てをしてほしい依頼会員と子育てに協力してくれる援助会員をつないで、依頼会員と援助会員の活動をサポートするための連絡、調整を行い、地域の中での子育てを支援する事業で、活動内容は子供の預かりや送迎、通院、冠婚葬祭、他のお子さんの学校行事のときなど保護者の都合により一時的にお子さんを預かる事業であります。本町では、現在ファミリーサポート制度は実施しておりませんが、第2期上砂川町子ども・子育て支援計画のアンケート調査において就学前の保護者で約10%、小学校の保護者で約4%がファミリーサポート制度導入の要望があったところであります。ご質問のファミリーサポート制度の導入に当たっては、議員ご指摘のとおり、子育てに協力してくれる援助会員の人材が必要で、この制度は地域住民同士のお手伝いで成り立つことから、人材確保のための周知や工夫が必要になってくると思われまます。人材確保策としては、ご提案のとおりケアサポーターの養成講座を受講した元気なシニアの方々の自身の子育ての経験を生かしながら空いた時間に地域のお子さんのサポートをしたい人や仕事をしながら自分のできる範囲でサポートしたい人、現に自分の子供を育てながら同時にサポートも

してみたい人などが期待されますが、現在ケアサポーターは94人おりますが、サポーターの皆さんはほとんどが高齢で、ファミリーサポート制度を持続可能な制度にするには後継者を育成するなどの制度設計が大変重要であります。また、コロナ禍の中で援助会員への養成講習会の開催やお子さんの預かり方法などの課題も考えられますが、こうした制度は保護者の物理面での負担を軽減するとともに、精神面でのサポートに大きく貢献すると思われしますので、今後実施内容や方法、さらには有償ボランティアとしての謝礼の目安、活動開始時期等も含め調査、検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○1番（笹木笑子） ただいま具体的に検討事項をお伝えいただいたのですけれども、これは期待を持っていいということでしょうか。

○議長（高橋成和） 笹木議員、質問ですか。

○1番（笹木笑子） 質問から外れますか。では、要望として、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 再質問ではなく、要望でございます。ないようですので、打ち切ります。

◇ 越 前 等 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（越前 等） 新型コロナウイルスの発症が滝川では病院やJR北海道などでのクラスターの発生、砂川では日本郵便、また書いていませんが、市立病院などで感染者が出るなど、当町でも感染者が出るか大変心配しております。道内でもコロナウイルスの拡大を受け、外出など自粛要請などにより生活が大変な中でも、全町民に生活支援として町内で利用可能な第2回目の商品券、約1万円の発行、6月から8月の上下水道料金の基本料金の免除など感染症対策費として第1弾から第4弾の各対策事業や教育支援対策事業など大変町民に喜ばれております。そのような中で今後の対策、対応について2件お伺いいたします。

1件目は、子育て世代を応援し、人口減少をストップと移住者を増やすためにも子育て世代の水道基本料金、下水道なども含め、の負担軽減を今後も継続していただきたいと思っております。

次に、20年度限りの学校給食費無料化を今後も継続していただきたいと思っております。このようなことの積み重ねが当町の魅力としてアピールポイントとすることになると思っておりますが、いかがでしょうか。

2件目は、前回高齢者の補聴器の購入補助を求めましたが、当町の全難聴者に補聴器の購入助成を再考していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。伺います。

今後一刻も早く新型コロナウイルスの治療薬とワクチンが開発されるように思います。

この地域にも早く届くように願います。個人的ではありますが、私も病気を持ち、重体化になる可能性もありますので、大変心配しております。また、私と同じような病気を持っている方もたくさんいると存じますが、そういう方たちのことも大変心配しております。

これにて1期目最後の私の質問とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、越前議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。林副町長。

○副町長（林 智明） 4番、越前議員のご質問、子育て世代を応援し、人口減少ストップと移住者を増やすため難聴者に補聴器の購入助成についてお答えいたします。

初めに、北海道における新型コロナウイルスへの対策状況であります。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、11月7日から道内の警戒ステージを3に引き上げ、その後も感染拡大が続き、11月17日から札幌市を対象に警戒ステージ4相当の強い措置を講じましたが、年末年始を見据え、感染拡大を徹底して抑え込むため、12月12日から明年1月15日までを集中対策期間と位置づけ、対策を強化しております。越前議員ご指摘のとおり、近隣自治体でも感染者が確認されるなど、誰もが感染する可能性があり、改めて感染リスクを回避する行動の徹底など感染予防対策の重要性を再認識しているところであります。

議員の1点目のご質問、子育て世帯を応援し、人口減少ストップと移住者を増やすためにも子育て世帯の上下水道基本料金の負担軽減の継続と本年度に限り実施の学校給食費無料化の継続であります。本年度はコロナ対策の一環として緊急事態宣言による不要不急の外出自粛により自宅にいる時間が増えたことから、6月から8月の3か月分の上下水道基本料金を全世帯及び全事業所に対し全額免除したところであります。また、学校給食費無料化につきましては、学校が長期間臨時休校となり、各家庭で食費をはじめとした様々な経済的負担が増すことを想定し、本年度に限り現行の半額助成を全額助成としたところであります。現在のところ事業の制度化は予定しておりませんが、今後のコロナの感染状況によっては事業の再実施を検討することも考えております。

議員の2点目のご質問、難聴者への補聴器の購入助成であります。難聴者につきましては障害者自立支援給付費の補装具費支給制度の中に補聴器の助成制度があり、対象者は両耳の聴力レベルが70デシベル以上で身体障害者手帳を受けている方であれば補聴器の購入、修理時に助成が受けられることになっております。身体障害者手帳の対象とならない軽中度難聴者への助成につきましては、令和元年第3回定例会での議員のご質問で答弁いたしました。国、道の公的助成制度の動向を注視してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（越前 等） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（高橋成和） 次、6番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（吉川 洋） 高齢者の今後の公的住宅の在り方について質問させていただきます。

東町地区の改良住宅及び他地区の公的住宅の集約も進み、これら住宅の整理、除却等も進んでおります。しかしながら、鶉地区には古いタイプの1戸2階方式の改良住宅が主流となっております。これらの改良住宅の居住者は高齢の町民が多く、特に独り暮らしの高齢者の多くの方々は2階部分をあまり利用されず、寝食のほとんどを1階の狭い空間でのみ生活している利用者が数多く見受けられます。高齢となり、2階の上り下りが困難になりつつあるのが実態であります。決して快適な生活環境となっております。今後ますます高齢化が進み、また独り暮らしの利用者も増えると思われるところです。このようなことを考えますと、将来的にはより快適な生活空間を町民に提供することからも1階方式の公的住宅の整備が必要と思われませんが、将来の計画についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

また、現在の高齢者の方々の改良住宅の利用状況についても現状をどのようにお考えか併せてお尋ねをして、質問といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの6番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。三原建設課長。

○建設課長（三原浩明） 6番、吉川議員のご質問、高齢者の今後の公的住宅の在り方についてお答えいたします。

現在鶉地区には平家建て住宅6棟24戸、二階建て住宅が39棟201戸、合計45棟225戸が建設しております。議員ご指摘の二階建て住宅は、昭和50年から55年にかけて建設されたメゾネットタイプ、3DKの住宅で、1階部分は居室が3畳から4.5畳とダイニングキッチンが6畳から8畳の間取りで、1階だけだと狭いスペースではありますが、高齢者の独り暮らしの方は1階のみで生活されている方がいるように聞いております。議員ご質問の1階方式の公営住宅の将来の整備計画であります。公営住宅の基本となる公営住宅等長寿命化計画は令和7年度までを見据えて計画を策定しており、この計画に基づいて改善事業や集約及び除却を進めておりますが、本町の人口規模や空戸状況に鑑み、現在新規建設や建て替え計画はありません。また、現在の高齢者の方々の改良住宅の利用状況についても現状をどのように考えているのかについては、2番、水谷議員からのご質問でお答えいたしました。公営住宅から公営住宅の転居の相談に応じており、地域を選ばなければ1階方式、平家建ての空戸住宅が各所にありますので、入居者から相談がありましたら可能な限り希望に添えるような住宅のあっせんに努めてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。吉川議員。

○6番（吉川 洋） 再質問ではないのですがけれども、希望ということでお話しさせていただきます。

快適な生活空間をつくるということは一つの町の魅力にもつながりますので、ぜひとも、

今現在計画はないということですが、今後それについてお考えをいただきたいなと思います。

それと、住宅の変更も可能だということですが、恐らく住んでいる方々はなかなかそういう話をしない方も多いかと思うのです。できれば役所のほうから今の状況どうですか、大丈夫ですか、もしあれだったらいいほうに移れますよというふうな問いかけもしていただければありがたいなと思いますので、そんな取組もしていただきますようお願いを申し上げておきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋成和） 再質問ではなくて、要望ということで。

○6番（吉川 洋） はい。

○議長（高橋成和） 再質問ではないので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、3番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願ひします。

○3番（小澤一文） 初めに、選挙における投票環境の整備についてお伺ひします。

残念ながら各種選挙の投票率の低下傾向が続いています。その要因は様々あるようですが、政治への関心の低下や若者の選挙離れなどが言われています。また、2015年には公職選挙法等の一部改正により18歳から投票ができることにもなりましたが、各自治体は投票率向上に向けた取組に大変苦慮しています。有権者の高齢化が進んでいる現状や若い世代に対する啓発活動の課題などから総合的に勘案した上で、有権者が投票しやすい環境の整備を推進する必要があります。いわば有権者の利便性を考慮した対応が求められているものと考えます。加えて、議会議員は共有すべき課題として有権者の政治への関心を高め、選挙に対する意識の向上を図る努力が求められています。では、本町の過去5年間に執行した各種選挙の投票率を見ますと、本年町議会議員補欠選挙54.39%、2019年北海道知事選挙64.69%、前回66.49%、同年道議会議員選挙64.13%、前回66.11%、同年参議院選挙61.22%、前回65.38%、2017年衆議院選挙67.82%、前回62.65%、2016年参議院選挙65.38%、前回64.77%となっており、前回投票率より上回る選挙結果もありましたが、おおむね低下傾向がうかがえます。一方、これら7件の選挙における総投票数に占める期日前投票の割合を見ますと、平均値は30.64%となり、投票者の3人に1人は期日前投票において1票を投じている結果になっています。現在では、この期日前投票が投票率に影響を及ぼすというデータもあり、投票率の維持、向上には極めて重要な投票形態であると言えます。とりわけ今後の各種選挙においても期日前投票が増えることが予想されることや高齢者や障害者など有権者の利便性及びコロナ禍の社会状況の変化を考慮した対応が必要なことから、期日前投票所を緑が丘、鶉本町、下鶉方面の有効な場所に1か所増設する対策を講じることが投票環境の整備を進めることになると考えます。このような期日前投票所の増設には、開設場所の確保や人員の課題をはじめとする経費の問題などがありますが、明年は2月執行の町議会議員選挙をはじめ衆議院選挙が予定されており、投票率向上に向けた対策とし

で検討されてはいかがでしょうか。期日前投票所の増設についての見解をお伺いします。

次に、認定こども園ふたばの園庭の芝生化についてお伺いします。この夏、休日にふたばに行き、園舎やフェンス越しに園庭を見る機会がありました。その際、園舎の周囲がアスファルトで囲まれていることや土の園庭の影響かもしれませんが、とりわけ緑がやや少ない印象を持ちました。一方、ふたばの教育、保育理念にある目指す子供の姿の中に自然の中で伸び伸びと遊び、豊かな心や丈夫な体をつくりますとあります。日常において自然と多く触れる環境の大切さを教えられ、たくさんの自然の中で学び、子供たちが元気でたくましく成長することを目指しています。こうした理念に沿った自然環境に優しく、地域における緑の環境づくりにも貢献をし、学校や幼稚園と保育園、そして地域が一体となって校庭や園庭の芝生化の取組をされている自治体があるように、園庭の芝生化が全国的に注目されています。園庭の芝生化については、いろいろと効果があるようです。例えばはだしになって運動ができることや芝生の上で体を動かすことは子供たちの遊びの多様化につながると言われていますし、転んだときのけがも減少します。さらに、敷地内の景観がよくなり、砂ぼこりが減り、夏期における照り返しや気温上昇の抑制ができ、環境、健康面での効果も期待されます。何よりも子供たちが自由に伸び伸びと遊ぶ環境の中では体力が向上して、健やかに成長します。現在園庭の芝生化については、少ないコストで園庭を緑にできる技術が多く取り入れられています。また、維持管理もほとんど必要がなく、養生期間も1か月ほどで芝生作りができ、あとは園庭が芝生になれば子供たちがもっと元気に運動するようになります。本事業には少額の初期投資と管理費が発生することになるのですが、子供たちの心身の健全な成長を願えば、園庭の芝生化は未来への投資と言えます。そして、はだし保育と園庭の芝生化の特色ある環境により保育、教育の新たな内容の充実に寄与することにつながると考えます。園庭の芝生化についての見解をお伺いして、質問を終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 3番、小澤議員の1件目のご質問、選挙の投票環境の整備についてお答えいたします。

各級選挙における投票につきましては、選挙期日、いわゆる投票日に投票所において投票することを原則としておりますが、期日前投票制度は投票日当日に仕事や外出、旅行などの事由により投票所へ行けないと見込まれる選挙人が公示日、または告示日の翌日から投票日の前日までの期間に期日前投票所において投票することができる制度で、平成15年12月に公職選挙法を改正し、従前の不在者投票制度より選挙人が投票しやすいように要件を緩和して設けられた制度でございます。本町における期日前投票の状況であります、制度開始後の平成16年7月の参議院議員選挙で期日前投票者数は417人、当日有権者数の9.9%で、本年5月執行の町議会議員補欠選挙で391人、当日有権者数の15.2%と制度開始と比較しますと5.3ポイント増加している状況となっております。さらに、施設に入所され

ている方や医療機関等に入院されている方が投票できる不在者投票者数の39人を合わせますと、16.7%となっております。

期日前投票所の設置に関し、公職選挙法第48条の2第7項で期日前投票所を設ける場合には当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保、その他選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講じるものとする規定され、当町としては役場1か所でも容量的に期日前投票者への対応が十分可能と考え、地理的にも本町のほぼ中央にある役場に設置してきたところであります。

議員ご指摘のとおり、近年に執行いたしました各級選挙の投票率を見ますと、本町のみならず、全国的に低下傾向となっております。その対策として、議員からのご提案のように期日前投票所を増設することにより投票率が上昇する可能性もあると考えられます。しかしながら、現在役場職員が通常業務を行いながら期日前投票事務を行っている状況となっております。今後増設した場合、増設場所に職員が派遣されることとなりますと、通常業務に支障を及ぼすことも懸念されるほか、期日前投票所に生活館を使用することで選挙事務専用となり、期日前投票期間中の自治会等の活動が実施できなくなると想定されます。さらに、二重投票を回避するために選挙システムを構築することが求められます。しかし、そのシステムを構築してもセキュリティーの問題もあり、公平な選挙が保たれないことにつながりかねません。期日前投票所増設につきましては、人員や経費及び安全面等の課題があり、長い間役場1か所と定着している中、期日前投票の投票率も安定していることから、当面期日前投票所は1か所としていきたいと考えております。

なお、投票率向上に向けた取組につきましては、一部ではありますけれども、交通手段のない地域を対象に送迎サービスを実施しており、今後においても選挙管理委員会と協議しながら投票率の向上について検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 3番、小澤議員の2件目のご質問、認定こども園ふたば園庭の芝生化についてお答えいたします。

認定こども園ふたばにつきましては、平成31年4月の開園に併せ、新たに子育て理念、目指す園児像を明確にし、保育教育を行っております。目指す園児像として、元気でたくましい子供、考える子供、思いやりのある子供を掲げ、そのうちの元気でたくましい子供では、その特色の一つとして新たにはだし保育を取り入れ、園内及び園庭での砂場や築山をはだして過ごす保育に努めております。幼児期の園庭遊びやはだし保育は、豊かな体、心、感性を育てる貴重な場になることから、安心してはだして遊ぶことができるよう常に保育教諭が危険なものがないか点検し、行っております。

ご質問の園庭の芝生化については、子供の遊びの多様化やけがの防止、砂ぼこりの飛散防止、夏期における照り返しや気温上昇の抑制等の効果が期待されますが、現在の園庭を芝生化するためには園庭表層のクレイ舗装や下層にある切り込み砂利を撤去し、肥料入りの黒土等に置き換えなければ芝張り、もしくは吹きつけには適さないこと、また芝生に根

がつくまでの散水やその後の維持管理としての定期的な除草や肥料散布など芝の管理に労力や経費がかかるとともに、一定期間芝の養生が必要であり、子供たちの園庭での活動が制限されることが考えられることから、園庭全体の芝生化や維持管理は難しいものと思われます。また、園庭では運動会を実施するためグラウンドとしての機能も有するため、芝生ではなく、土での園庭としております。さらに、安全にはだしで遊べるよう園庭内にある築山については芝生としていることから、今後も園庭内の土のグラウンドと芝生となっている築山を有効に活用し、園児の丈夫な体づくりに努めていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○3番（小澤一文） ただいまの答弁の中で、選挙の投票環境の整備について再質問です。

ただいまの答弁の中に一部の地域については投票所への送迎をやっているという答弁がありましたけれども、投票率向上を考えたときには10代、20代、30代の若い世代の有権者の投票率というのもやはり重要なところだと思うのですが、この若い世代に対する選挙の啓発活動についてはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 今の若年層への対応ということでありましてけれども、今現在は町民全体を通しての啓発にとどめておりますので、そういった部分も含めて今後選挙管理委員会と協議しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） まず、申し訳ないのですが、選挙の関係について私の執行機関ではありません。選挙管理委員会の執行機関なので、私が答弁するのはいかなものかと思っておりますけれども、ちょっと今の総務課長の答弁に補足をさせていただきます。

選挙啓発については、広報等を通じながら、また広報車を通じて選挙啓発、これを行っております。特に若い方ということで申し上げますと、成人式のときに選挙の関係等の啓発も行っているということになります。ただ、今の選挙制度の中では若い人が投票に来たかどうかという部分が明確に公表する場はありません。ですから、全町民という形を取っているということで、私からの補足説明というふうにさせていただきます。

○議長（高橋成和） 小澤議員、今の答弁でよろしいでしょうか。

○3番（小澤一文） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして議会を再開いたします。

◎議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号

議案第39号 議案第40号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第34号から日程第9、議案第40号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第34号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第35号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第36号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第37号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 上砂川町生活館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第38号 砂川地区保健衛生組合同規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 砂川地区保健衛生組合同規約の変更については、原案のとおり

決定いたしました。

日程第8、議案第39号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第40号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（高橋成和） 日程第10、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に発議1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（高橋成和） 日程第11、発議第2号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提出者である吉川議員より内容の説明を受けます。吉川議員。

○6番（吉川 洋） 発議第2号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により次のとおり提出いたします。

令和2年12月18日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様

提出議員 吉 川 洋

賛成議員 数 馬 尚

伊 藤 充 章

提案理由、上砂川町議会議員の定数の減に伴い、常任委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数を変更するものである。

なお、条例の変更箇所につきましては説明資料の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入ります。上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会委員会条例（昭和62年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「8人」を「全員」に改める。

第6条第2項中「前条第2項の規定にかかわらず、8人とする」を「議会の議決で定める」に改める。

附則

この条例は、令和3年2月19日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で内容の説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。吉川議員外2名から提出されました発議第2号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、提案のとおり決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（高橋成和） 以上で今定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

今年最後の議会でございますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、ご指示により、令和2年の最終議会に当たりご挨拶を申し上げます。

今年も早いもので12月定例会の閉会を迎えるところであります。この1年間、高橋議長をはじめ、議員各位には大変厳しい状況の中でありまして、本町の抱える諸課題への取組にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、本会議におきましても提案いたしました各案件につきまして真摯な審議を賜り、全議案につきまして原案どおり可決、決定をいただいたことに対しましても重ねてお礼を申し上げます。

まず、冒頭ではありますが、本年4月5日に大内前議長が急逝されました。ここに謹んで哀悼の誠をささげますとともに、これまで町議会議員、副議長、議長として、また自治会長として本町の振興、発展に尽くしてこられました。改めてそのご功績に感謝を申し上げます。心半ばでのご逝去にさぞ無念であろうと思うところで、私自身大変残念でなりません。故人の遺志をしっかりと受け止め、町政運営に努めてまいります。改めてご冥福をお祈りいたします。

さて、今年は新型コロナウイルス感染症という見えない敵との戦いの1年でありました。緊急事態宣言が発出されるなど、これまで経験をしたことのない未曾有の事態となり、日常生活は感染予防や拡大防止のために自粛、移動制限、3密回避と新しい生活様式の実践

に努めるなど不自由な生活を余儀なくされる特別な年となりました。このことは、地域経済はもとより、日本経済にも大きな影響を与え、ほぼ全業種で厳しい経営に追い込まれ、今なお深刻な状況が続いております。欧米においては、ワクチンの開発が進み、接種が開始されるなど、ようやく終息に向けた動きが始まりました。その効果に期待を寄せるもので、一刻も早い終息を願うところであります。

さて、本町においては、交通指導員の皆様のご尽力、そして町民の皆様のご協力により本年4月に交通事故死ゼロの日3,500日を、さらに9月には10年を達成することができました。そして、当面の次の目標である4,000日を目指すことができました。また、12月には、本定例会の議案でもご説明いたしましたが、老朽化した下鶉生活館の建て替えが完了し、供用を開始するなどコロナ禍にあっても明るい話題もあったところであります。

本町の重要課題であります人口減少、少子高齢化につきましては、これまでの取組により人口減少問題では転入と転出の差であります社会減が前年度よりも少なくなり、また高齢化も高止まりではあるものの、微減傾向と僅かではあります、その効果が出ていると思われまふ。この後予定しております全員協議会において令和3年度からスタートいたします第7期上砂川町総合計画後期基本計画並びに第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の議案についてご説明いたしますが、新しい計画の下、新たな視点を持って課題解決に向けた取組を進め、持続可能な町づくりを目指してまいりたいと考えております。

改めて新型コロナウイルスについてであります、全国的に感染者が急増し、東京都においてはまさにオーバーシュート状態となっております。北海道においては、ようやく感染者が減少傾向となったものの、依然として高い水準にあり、管内においてはクラスターの発生などの確認がされ、さらに近隣市町でも感染者が確認されております。誰もがいつ感染してもおかしくない状況となっております。幸いにして本町においては感染者は確認されておりませんが、感染者が出たといううわさもございます。議員各位には根拠のないうわさに惑わされることのないようお願いをいたしますとともに、仮に感染者が出たとしても誹謗中傷がなされないようご配慮をお願いいたします。どうか自分を、そして大切な家族を守るためにも感染しない、感染させないような、そして気を緩めることなく新しい生活様式、新北海道スタイルの実践に努めていただき、引き続きご協力をお願いいたします。

終わりになりますが、議員の任期も年明け早々に迫っております。議員各位には、これまで住民代表として本町の発展、振興にご尽力をいただいたことに深く敬意を表するところであります。年末年始を迎えるに当たり新型コロナウイルスのみならず、インフルエンザの感染予防にも努めていただきますとともに、来期への健闘を心からご祈念申し上げ、またこれまでのご支援、ご協力に感謝を申し上げ、本年の最終議会の閉会に当たっての挨拶といたします。この1年間、本当にありがとうございました。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶申し上げます。

本年の4回の定例会、6回の臨時会をはじめとした数々の議会活動に対しまして、皆様

の真摯な取組のおかげで無事終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

今年は、4月に長年町議会議員としてその活動にご尽力なされてきた大内前議長がご逝去され、また新型コロナウイルスの蔓延により道内においては1万1,789人の感染者が、空知管内においても345人の感染者が発生しているところから、感染者の方々にはいち早いご回復をお祈り申し上げます。また、町内では幸いにも感染者はおりませんが、各行事やイベント等が縮小や中止となり、活気のない寂しい1年となったところではございますが、一日でも早く新型コロナウイルスの終息を願い、町民の皆さんが安心して元の生活に戻り、活気ある上砂川町となるよう願うものであります。

しかしながら、今年は町議会補欠選挙において15年ぶりに2名の女性議員が当選したことにお祝い申し上げますとともに、今後の上砂川町における男女共同参画や女性の活躍の推進についてなどご活躍についても期待するところでございます。

また、9月には菅新政権が発足され、新型コロナウイルスの感染拡大の阻止や経済再生を最優先課題として取り組んでおりますが、その効果は依然として見えない状況で、全国的にもその不安が続いている状況にあります。新型コロナウイルスの一刻も早い終息と地方の景気回復と活力が出る政策、そして国民の多くが安心して暮らせる政治の実践を望むものであります。

本町の課題であります人口減少問題や少子高齢化問題については、第7期総合計画後期基本計画、第2期総合戦略の策定に向け取り組んでいるところではありますが、子育て支援や高齢者支援及び移住定住対策など課題解決に向け、議会の立場として今後においても支援、協力していかなければならないと考えております。町を取り巻く情勢は、目まぐるしく変化し、その対応に大変多くのご苦労があると思われませんが、奥山町長を中心に職員の皆様のご活躍を期待するところであります。

冒頭にも申し上げましたが、議員各位におかれましては本年開催された各定例会、臨時会に提案されました全案件につきまして慎重審議をいただいたことに対しまして感謝申し上げます。また、円滑な議会運営にご協力を賜りましたことに対しましても重ねて感謝申し上げます。

今年も残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で令和2年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時19分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 笹 木 笑 子